

保育所等利用調整基準の見直しについて

1. 目的

特定教育・保育施設における保育の利用については、利用調整基準により、その保育の必要性の度合いを指数化した点数制により、入園する施設を選考している。この制度は、子ども・子育て新制度開始の平成 27 年度から実施しており、5 年が経過することから、これまでの実施内容を踏まえ、基準の見直しをする。

2. 変更項目

- (1) 基本点数表の「就労」「妊娠・出産」「保護者の疾病、障害」「就学」の点数配分等
- (2) 調整指数表の項目及び点数
- (3) 同一点数時の順位表の内容

3. 変更内容

(1) 基本点数表

①就労

フルタイムの外勤が 100 点となっている中、自営については、事業者 90 点、協力者 60 点となっている。自営については、事業主や主となる立場にいる場合、外勤と同等の就労を行っているケースが多くみられることから、同等の扱いとする。

なお、農業についても、保育の必要性としては、自営と同等と考えられるため、自営と農業の項目は統一化するのが好ましいと考える。

祖父母が事業主で、父（母）が協力者となりつつフルタイムで働くパターンもあることから、自営・農業においては、「事業主、もしくは家計の主体者（保護者のうち収入の高い方を家計の主体者とする）」の場合を考慮する必要がある。また、自営の協力者については、外勤と比較して就労の態勢に配慮が可能と判断し、120 時間を上限とする。

<改正案>

新基準表（案）			現状	
保育理由	点数	保育理由	点数	
自営・農業（事業主 もしくは家計の主体者）	160時間以上	100	自営（事業主）	90
	140時間以上	90	自営（協力者）	60
	120時間以上	80	農業（事業主）	70
	100時間以上	70	農業（協力者）	30
	80時間以上	60		
	60時間以上	50		
自営・農業（協力者）	120時間以上	80		
	100時間以上	70		
	80時間以上	60		
	60時間以上	50		

②妊娠・出産

妊娠・出産の点数は70点としていたが、自営・農業の協力者の最高得点が変わることにより、見直しを行う。なお、産前3ヶ月、産後2ヶ月という期間については、変更しない。

<改正案>

新基準表（案）		現状	
保育理由	点数	保育理由	点数
妊娠・出産	80	妊娠・出産	70

③保護者の疾病、障害

疾病の区分が、「疾病（通院等）」と1区分であり、通院時の重篤さを区分けする仕組みがないため、細分化する。なお、区分の判断基準については、担当者ではなく、医師等に判断させる必要がある。

<改正案>

新基準表（案）		現状	
保育理由	点数	保育理由	点数
入院	概ね1か月以上にわたる入院	入院	100
疾病	入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で1か月以上にわたる病臥	疾病（通院等）	80
	週3日以上通院加療を要する場合及び精神疾患		
	上記以外で1か月以上にわたり継続的な通院加療が必要と認められる場合		

④就学

保育の必要性の事由が複数ある場合、いずれか点数が高いものとしているが、就学は就労と並行するケースがあるため、保育の必要性に配慮する必要がある。そのため就学と就労については合算した時間を基に点数化する。ただし、就労を目的とする就学の場合のみとする。

<改正案>

新基準表（案）		現状	
保育理由	点数	保育理由	点数
就学（就労を目的とする） ※ 但し、他に就労している場合、就労時間を就学時間に加算した時間	160時間以上	就学	50
	140時間以上		
	120時間以上		
	100時間以上		
	80時間以上		
	60時間以上		

(2) 調整指数表

①きょうだい同時入所について

調整指数は、基本点数表に加え、優先する事由がある場合に加点をし、順位付けを行うものであるが、現状のきょうだいに係る加点は、基本点数表の順位を変えてしまう点数となっており、保育の必要性からみた場合、優先要件とはなるが、基本点数表の順位を変えるものではない。しかしながら、きょうだいがなるべく同一の施設になるよう、別途配慮する必要がある。

また、多子世帯に配慮するため、「3人以上の入所」についても優先要件とする必要がある。

<改正案>

新基準表（案）		現状	
保育理由	点数	保育理由	点数
3人以上の入所	9	-	-
育休・産休明け	8	育休・産休明け	9
きょうだい同時申込 きょうだい同時入所中	7	兄弟同時申込	8
生活保護	6	生活保護	7
-	-	兄弟入所中	29

②保育士等の子どもの優先入所について

平成 29 年に出された国の通知では、「保育士等の子ども優先入所等に係る取扱いについて」示されており、人材確保の面、保育士の円滑な職場復帰の環境保全、待機児童解消のため、保育士の子どもの優先入所に配慮することとしている。

本市でも保育士不足が深刻な問題であることから、新たに加算項目とする必要がある。

<改正案>

新基準表（案）		現状	
保育理由	点数	保育理由	点数
母（父）が市内保育所において月120時間以上保育に従事しているもの	50	-	-
母（父）が市内保育所で120時間未滿及び市外保育所、認定こども園、幼稚園において保育に従事しているもの	20	-	-

(3) 同一点数時の順位表（基本点数と調整点数の合計が同一の場合）

<改正案>

現在「母親・父親」としているものを、「基本点数のいずれか低い方・高い方」として整理をする。

また、基本点数が同点であった場合の優先事項を、基本点数表の改正に併せ、順位を変更する。

4. その他

きょうだい在同一園にならない場合の対策について

これまで、すでにきょうだいが在園している場合、調整指数表の加算点数で、29点と基本点数表順位を変え、優先的に入所を行ってきたが、保育の必要性から見た場合、基本点数の順位を変えるものではない。

しかしながら、なるべく同一の園になるよう以下の措置を講ずることとする。

(1) 入所申し込みの際の要望把握

入所申込の際に、同じ保育所のみ希望か、別園でも入所希望か、など、何を優先したいか優先順位を記載する欄を設ける。また、別園になるような場合には、あらためてどういう希望かの確認を行なう。

(2) 年度途中の転園

年度当初にきょうだいが別園に入所した場合、保護者の希望により、退園等で年度途中で希望園に空きが出た場合は、優先的に転園することとする。その場合の優先順位は、利用調整の点数順とする。

5. 適用時期

令和2年度入園から適用する。